

■ 第4章 計画の基本的な考え方

■第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

海津市では、少子高齢化、核家族化、人口減少などの進行により社会環境が大きく変化しています。特に高齢者の全体に占める割合をみると、平成 17 年には、20.3%と約 5 人に 1 人でしたが、その 10 年後の平成 27 年には、29.1%と約 3 人に 1 人と急激に増加しています。これは、高齢者数の増加とともに、生産年齢人口が大きく減少し、65 歳以上の人の全体に占める割合が大きくなったためです。

このように、高齢化の進行、人口の減少などにより、高齢者のひとり暮らしの増加や老老介護、移動手段の問題などがあります。また、高齢者や障がい者、子どもなどに対する虐待、子どもの貧困・孤立、災害時の高齢者や障がい者の避難など様々な課題があります。これらは、地域の課題であると同時に、海津市民の一人として、自分に何ができるかと「我が事」として捉える必要があります。また、行政や各種団体などについても、縦割りの支援ではなく包括的な連携による「丸ごと」の支援が求められています。

この「我が事」「丸ごと」の考え方を、市民、福祉関係者、団体、行政などが共有し、地域で支え合いながら、地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現につなげていく必要があります。

この計画では「地域共生社会」の考え方を踏まえた上で、前計画で掲げた「**市民みんなで幸せな暮らしと豊かな地域社会を創る**」を継承し、計画の基本理念とします。この基本理念に基づいて、4 つの基本方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

基本理念

市民みんなで幸せな暮らしと豊かな地域社会を創る



2 基本方針

基本理念を実現するために4つの基本方針を設定しました。以下の基本方針に沿って、各種施策、事業を体系化していきます。

■基本方針

基本方針Ⅰ	地域福祉を理解し、様々な活動へ参加しよう
基本方針Ⅱ	我が事として取り組み、共生のまちづくりをめざそう
基本方針Ⅲ	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう
基本方針Ⅳ	市社会福祉協議会の体制を強化します

基本方針Ⅰ

地域福祉を理解し、様々な活動へ参加しよう

地域福祉は、子どもからお年寄りまで、障がいのある人もない人もすべての市民が対象となるいわば市民みんなの福祉です。まず、地域にはどんな人が暮らしているのか、何で困っているのかを知る中で、少しでも自分に何ができるかを考えた時、それは地域福祉の第一歩となります。周りを見回し、是非、地区の活動やボランティア活動に参加してみてください。市社協は、「ふだんの暮らしをしあわせに」を合言葉に、市民の皆さんに届くように情報提供をするとともに、ボランティア活動などに参加しやすい環境を作ります。私たちは地域の皆さんと一緒に支えあう住みよいまちづくりをめざしていきます。



住みよいまちづくりをめざすために、市民が主体的に課題を解決する仕組みが重要となります。海津市では、住みよいまちづくりの推進役として、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）が市内 10 地区に設立され、子育て、高齢者とのふれあい、障がい者支援などの地域福祉活動を推進しています。市社協は、地区社協連絡会などにより、相互の情報交換や運営の研修や調査などにより運営のバックアップ体制を強化し、多くの市民が参画するよう、地区社協を P R し、認知度を向上させていきます。

また、地域にはやむを得ない事情で、経済的な問題を抱えて困っている人がいます。その影響で子どもが学校に行けなかったり、学校の勉強について行けなくなったりするケースがあり、結果として子どもが地域から孤立してしまうことがあります。そのため、市社協では、学習支援や子ども食堂などの事業を地域の支援を得ながら実施し、子どもの居場所づくりやこころのケアを行っています。

こうした地区社協や子どもの孤立防止などの様々な事業を通して、より多くの市民が地域の課題を我が事と考え行動する共生のまちづくりをめざしていきます。



基本方針Ⅲ

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう

市民アンケート調査では、地域でしてほしい手助けは、地震など災害時の支援が最も多くなっていました。また、今後参加したいボランティア活動として「地域防災に関する活動」が多くなっています。この結果から、防災に関する興味が高まっていることがうかがえます。

市社協では、災害時には主体となって活動ができるように災害ボランティアリーダーの養成を防災の関係団体と協力連携して実施していきます。また、災害時のボランティア受け入れのための災害ボランティアセンターの運営マニュアルの見直し、災害時における避難行動要支援者制度との連携を図ります。

安心して暮らすためには、日常の生活を支える福祉サービスの充実が必要となります。市社協では、高齢者に対する介護保険サービスや障がい福祉サービス、児童発達支援事業など様々な福祉サービスを提供し、また、見守り活動については福祉推進委員やボランティアなどの協力を得て実施していきます。こうした重層的なサービス提供体制の充実とサービスの質的向上により、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせる環境をつくっていきます。



市社協はふれあいいきいきサロンのようなふれあいのまちづくり推進事業、ボランティア活動事業、見守り活動などの在宅福祉推進事業、共同募金配分事業など事業分野が多岐にわたっています。平成 28 年からは障害者相談支援事業を新たに実施し、平成 30 年度から生活支援コーディネーター事業を海津市より委託を受けて実施を予定しています。また、学習支援や子ども食堂などの子どもの孤立をなくす事業の実施を予定しています。

こうした新たな事業を推進していくためには、組織の強化、業務の見直しが急務となります。その組織体制の課題として、人事考課制度や事務局体制の充実をしていく必要があります。

市社協活動の基盤として、会員の確保が重要であり、市社協事業の成果のフィードバックや会費の使途の透明化などを行い、市社協活動への理解を深めていきます。

■社会福祉協議会の実施事業（平成 29 年度）

1. 法人運営事業
2. ふれあいのまちづくり事業
3. ボランティア活動事業
4. 在宅福祉推進事業
5. 共同募金配分事業
6. 地域支援事業
7. 福祉サービス利用援助事業
8. 生活困窮者自立支援事業
9. 介護保険事業
 - （1）海津市ケアマネジメントセンター
 - （2）海津市ホームヘルプサービス
 - （3）海津市デイサービスセンター南濃
 - （4）海津市デイサービスセンター平田
10. 障がい児者支援事業
 - （1）海津市児童発達支援事業所みらい
 - （2）海津市はばたき
（生活介護・就労継続支援B型）
 - （3）海津市障がい者相談支援事業所
11. 団体事務
 - （1）岐阜県共同募金会海津市支会



3 計画の体系

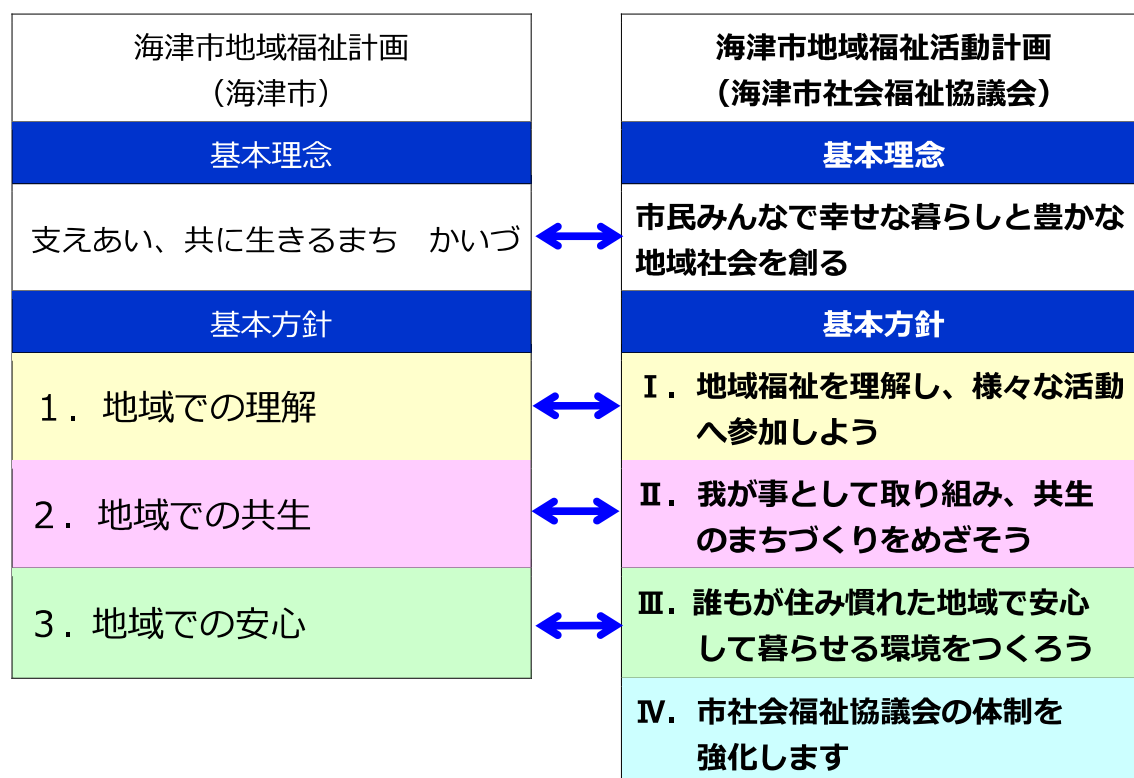
海津市地域福祉活動計画は4つの基本方針に対して、13の基本目標があります。基本目標は個々の事業を実施し、総合的にどのような状態を目指すかを明示したものです。計画策定後は事業の実施の進捗評価を行うとともに、その事業の実施が基本目標に掲げた状態に近づいているかを検証していくことが必要となります。

基本理念	基本方針	基本目標
市民みんなで幸せな暮らしと豊かな地域社会を創る	Ⅰ. 地域福祉を理解し、様々な活動へ参加しよう	1. 啓発活動の推進
		2. ささえあう人づくりの推進
		3. 福祉サービスの情報提供の充実
	Ⅱ. 我が事として取り組み、共生のまちづくりをめざそう	1. 地域の自発的な取り組みへの支援の充実
		2. 経済的自立、孤立防止への支援の充実
		3. 権利擁護の推進
		4. 地域福祉の担い手づくりの推進
		5. 生きがいつくりと交流の推進
	Ⅲ. 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう	1. 相談体制の充実
		2. 暮らしを支えるサービスの充実
		3. 防災・防犯活動の推進
		4. 地域の連携・協力体制の充実
	Ⅳ. 市社会福祉協議会の体制を強化します	1. 社会福祉協議会の体制強化
		2. 社会福祉協議会の財政強化

4 海津市地域福祉計画との計画体系関連図

海津市地域福祉計画と海津市地域福祉活動計画の関係は、基本的な理念と方向性を示す計画に対して、それらを実現するための具体的な取り組みを定める行動計画の関係性があります。そのため、計画の基本方針を共有化することによって、二つの計画の整合性を図りました。

■海津市地域福祉計画と海津市地域福祉活動計画の基本理念・基本方針関連図



5 地域福祉活動計画と地区福祉活動計画との関係

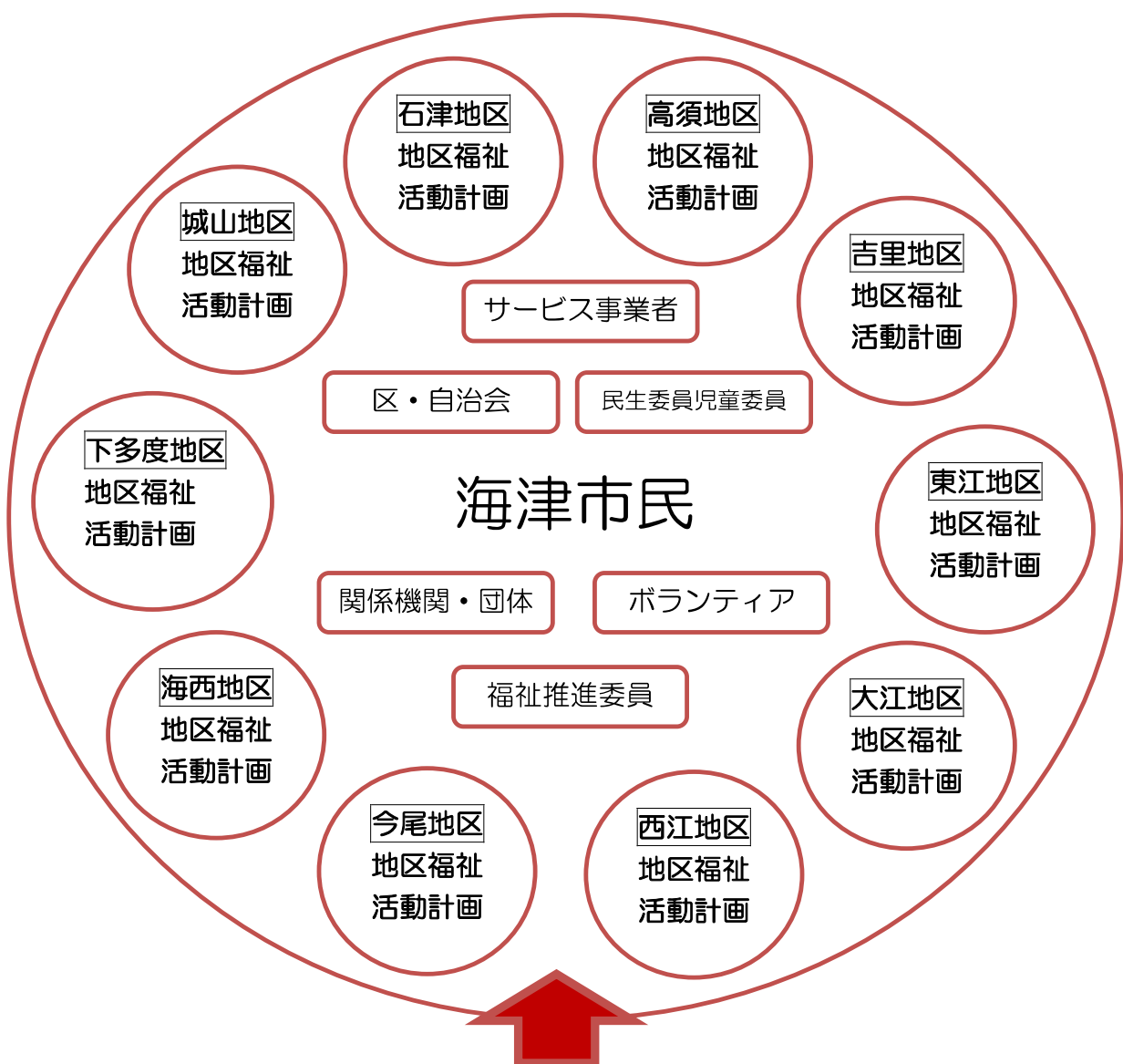
地区福祉活動計画は、より身近な地区できめ細やかな福祉サービスが提供されるように、地区社協がその区域内の地域福祉の推進体制を取りまとめたものです。

地区福祉活動計画は別冊で作成し、年度ごとの見直しを行います。

地域福祉活動計画と地区福祉活動計画は、それぞれの課題を解決する上で相互に補完し合う水平的なパートナーの関係であり、地区福祉活動計画は市社協が対応できないことを補完し、連携連動する計画となります。

また、市社協は、地区社協の運営をバックアップし、基盤強化につながるよう地区福祉活動計画の策定、実施、評価を支援します。

地域福祉活動計画と地区福祉活動計画 関係イメージ図



地区社協の運営のバックアップ・基盤強化 = 地区福祉活動計画の策定・実施・評価の支援

地域福祉活動計画